

大阪府規則第二十三号

大阪府新型コロナウイルス感染症が発生している状況において医療
又は福祉に係る業務に従事している者に対する慰労金の交付に関する
規則の一部を改正する規則

大阪府新型コロナウイルス感染症が発生している状況において医療又は福祉に
係る業務に従事している者に対する慰労金の交付に関する規則（令和二年大阪府
規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示
すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的) 第一条 この規則は、新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナ ウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国か ら世界保健機関に対して、人に伝染する能力を 有することが新たに報告されたものに限る。) である感染症をいう。)が発生している状況に おいて、医療又は福祉に係る業務に従事してい る者(以下「従事者」という。)に対する慰労 金(以下「慰労金」という。)の交付の申請、決 定等に関する事項その他慰労金に係る予算の 執行に関する基本的事項を規定することによ り、慰労金に係る予算の執行の適正化を図るこ とを目的とする。</p>	<p>(目的) 第一条 この規則は、新型コロナウイルス感染症 (新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 二十四年法律第三十一号)附則第一条の第二 項に規定する新型コロナウイルス感染症をい う。)が発生している状況において、医療又は 福祉に係る業務に従事している者(以下「従事 者」という。)に対する慰労金(以下「慰労金 」という。)の交付の申請、決定等に関する事項 その他慰労金に係る予算の執行に関する基本 的事項を規定することにより、慰労金に係る予 算の執行の適正化を図ることを目的とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。